

動薬協会発 46 号
令和 3 年 7 月 9 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

拡大豚熱疫学調査チームの提言を踏まえた飼養衛生管理指導の徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（3 消安第 2187 号）がありましたので、お知らせします。

3 消 安 第 2187 号
令 和 3 年 7 月 8 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

拡大豚熱疫学調査チームの提言を踏まえた飼養衛生管理指導の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
今般、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願ひいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位等に対し周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。



(写)

3 消安第 2187 号
令和 3 年 7 月 8 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

拡大豚熱疫学調査チームの提言を踏まえた飼養衛生管理基準等の
指導の徹底について

昨日、第 15 回拡大豚熱疫学調査チーム検討会において「豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う今後の発生予防対策（提言）」（別添）がまとめられました。全てにおいて重要な事項となっており、都道府県においては特に次の 3 点について留意いただきますようお願いします。

なお、本日、神奈川県の豚熱ワクチン接種農場において豚熱の患畜が確認されました（国内 69 例目）が、提言でも触れられるとおり、豚熱ワクチンを接種してもすべての豚が免疫を獲得できるわけではありません。については、今回の提言も踏まえ、養豚農家に対し、ワクチンを過信せず飼養衛生管理と早期通報の徹底に取り組むようご指導いただくとともに、飼養衛生管理者マーリングリストによる周知をお願いします。

1. 提言「3. ワクチン接種農場における免疫を獲得していない豚群への対応」

ワクチン接種前の豚群については、感染リスクが極めて高いことから、病原体の侵入を防ぐため飼養衛生管理をより一層徹底する必要があるとされています。未接種豚群を飼養する離乳豚舎等の衛生管理の重要性については、これまでの拡大豚熱疫学調査チーム検討会において繰り返し提言されています。しかしながら、今回検討した発生事例でも、長靴・作業着の交換や手指消毒、豚の移動時のケージの消毒等の不徹底例が確認されていることから、離乳豚舎の飼養衛生管理の徹底について改めて指導いただきますようお願いします。

2. 提言「7. 適切なワクチン接種について」

疫学調査において、接種豚群にもかかわらず ELISA 陽性率が低い事例が確認されました。ワクチンを有効に機能させるためには、適切な接種が必要であることから、接種者の知識・技量を確認するとともに、立入検査等を通じて農場に必要な指導を実施いただきますようお願いします。

3. 提言「8. 野生いのししの陽性確認を踏まえた農場侵入リスクの認識について」

野生いのししの検査については、「野生いのしし群における豚熱及びアフリカ豚熱浸潤状況確認のためのサーベイランス強化における検査目標頭数の設定について」（令和 2 年 10 月 15 日付事務連絡）に基づき、少なくとも各都道府県 299 頭を目標に実施いただいているところですが、一部の県におい

では、十分な検査数を確保できておらず、野生いのししの豚熱浸潤状況を正確に把握できていない状況です。野生いのししの豚熱浸潤状況を把握することは効果的な野生いのしし対策につながるだけでなく、養豚農家への強いアラートにもなることから、都道府県においては関係者と連携し検査頭数の確保にご尽力いただきますよう何卒お願いします。

検討会概要の掲載先 :

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/domestic-31.pdf>

提言の掲載先 :

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/domestic-29.pdf>

以上

豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う今後の発生予防対策（提言）

令和3年7月7日
拡大豚熱疫学調査チーム

昨年末、豚熱ワクチン接種推奨地域において本病の発生が確認されたことから、令和3年1月15日に開催された家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会・拡大豚熱疫学調査チーム検討会合同会議において、ワクチン接種推奨地域における発生予防対策を取りまとめた。しかしながら、その後も接種推奨地域である和歌山、奈良、群馬、三重、栃木、山梨で続発が見られ、疫学調査の結果によれば、前回提言した「作業着、手袋及び長靴の交換並びに交差汚染防止」、「免疫を獲得していない豚群への対応」が不十分であった事例が確認された。

豚熱のワクチンは適切に使用しても必ずしも十分に免疫を獲得できない豚が一定数存在することは避けられず、豚が豚熱ウイルスに感染することを完全に防ぐことはできないことを改めて認識し、ウイルスの農場への侵入防止措置に加え、特にワクチン接種前の感受性豚が多く存在する離乳豚舎等における措置を一層徹底する必要がある。

また、発生農場の殺処分前検査においてワクチン接種群でELISA陽性率が低い事例が確認された。ワクチンを有効に機能させるためには、適切な温度で保管されたワクチンを、用法及び用量を守って適期に、知識と技量を有した者が接種することが必要となる。今後、家畜防疫員以外の知事認定獣医師によるワクチン接種が開始されることから、ワクチンが適切に接種されるよう接種者の知識・技量の確認を含めた接種体制を都道府県が改めて構築する必要がある。

○ 提言

1. 衛生管理区域への野生動物の侵入防止対策及び人や車両の進入時の衛生対策

衛生管理区域への野生いのしし等の侵入を防ぐための適切な網目や適切な高さの防護柵等を隙間がないように設置する必要がある。また、衛生管理区域に車両が進入する際には、タイヤの溝等にウイルスに汚染した土壌等が残存していた場合十分な消毒効果が得られないことから、消毒ゲートや消石灰帯による消毒だけでなく、十分な圧力のある動力噴霧機等により予め残存物を除去したうえで、適切に洗浄と消毒を行う必要がある。

2. 作業着、手袋及び長靴の交換並びに交差汚染防止

今回の発生農場においては、前回の提言に盛り込んだ、

- ・豚舎ごとの手指の洗浄・消毒や手袋の交換

（飼養衛生管理基準（豚、いのしし）項目25）

- ・豚舎ごとの靴や衣服の交換（項目26）

等の取組が不十分であったこと等、豚舎への機械的なウイルスの持ち込みによる要因と

なり得る項目が確認された。衛生管理区域内への持ち込みに加え、豚舎への持ち込みを防止するため、豚舎毎の長靴、衣服、手袋（または手指消毒）を用意するとともに交換前後の動線が交差しないよう、作業マニュアル等による注意喚起だけでなく、腰掛程度の高さのある台等を越えて履き替えを行うなどの物理的な措置を講ずる必要がある。

なお、豚舎内で使用する敷料をシート等で覆わずに屋外で保管している事例があつたことから、ワクチン接種推奨地域内の農場では、敷料を保管する際、ブルーシートや建屋で覆うことにより、野生動物や野鳥の接触がないように徹底する必要がある。

3. ワクチン接種農場における免疫を獲得していない豚群への対応

ワクチン接種前の離乳豚群では母豚からの移行抗体が低下し、感染のリスクが極めて高い個体が一定数存在すると考えられる。このため、これらの豚を飼養する豚舎等については、特に感染が起こりやすいことを念頭に置いて、病原体侵入を防ぐため飼養衛生管理をより一層徹底する必要がある。具体的には、

- ・豚舎に入りする際の、靴や衣服（大臣指定地域に限る。）の交換及び手指や一輪車の消毒（項目 25、26、28）
- ・豚舎開口部への防鳥ネット等の設置（項目 29）
- ・健康観察と異状が認められた際の早期通報（項目 39）等を特に徹底する必要がある。

なお、肥育豚においても感染が確認されていることから、離乳豚舎のみならず、肥育豚舎においても綿密な臨床観察を行い、早期通報に努めることが必要である。

4. 消毒液の選択及び交換頻度

農場内で使用する消毒薬の選択と使用濃度に対する配慮が不十分、あるいは消毒薬の交換タイミングが不定期であった事例が確認された。消毒薬は土壤や糞便等の有機物の混入により消毒効果が減弱することを改めて認識するとともに、汚れがなくとも定期的に交換する必要がある。また、従業員一人一人が消毒薬の効果を認識し、能動的に衛生管理に取り組むよう各農場において知識の普及・啓発に努めるべきである。

5. 農場内作業動線及び作業手順

豚が豚舎間を移動する際に屋外の通路や敷地内を未消毒で歩かせたり、屋外で保管した未消毒ケージを使用している事例が確認された。一般に、屋外の通路の清掃、消毒を徹底することは難しいため、豚舎間の豚の移動の際には、可能な限り消毒済みのケージ等を利用することが適当である。

6. 教育訓練等

飼養管理の際の衛生対策は、作業に携わる全ての者が漏れなく毎日欠かさずに統一したやり方で実施することが重要である。このため、飼養管理を行う者を明確にし、消毒や作業手順についてわかりやすい図や従業員に応じた多言語を盛り込んだマニュアルを

作成し、定期的な教育や訓練を実施するとともに、衛生対策の実施状況を把握するため、消毒薬の交換記録簿を作成するなど、確認手段を設けることが重要である。

7. 適切な豚熱ワクチン接種について

ワクチンを有効に機能させるためには、適切な温度での保管及び溶解用液での溶解、接種前の臨床観察のための豚熱症状等の知識、母豚からの移行抗体の消失時期を踏まえた適切な時期に、適切な手法（皮下・筋肉内注射等）による接種が必要となる。そのため、新たに認められた知事認定獣医師制度においては、都道府県は認定に際して、講習会等を通じて接種者の知識、技量について確認すべきである。また、ワクチンが有効に機能しなかった場合、接種時の状況を確認することが原因究明に必要となることから、農場は接種日・接種者等を記録することが重要である。

接種適期は家畜保健衛生所の実施する免疫付与状況確認検査の結果だけでなく、離乳期から肥育期に係る豚舎移動の時期とそれぞれの豚舎での暴露リスク等を踏まえて検討する必要がある。このため、ワクチン接種適期や適切な接種手法等を検討する際には、農場は家畜保健衛生所による立ち入り検査など必要な指導を確実に受けることが重要である。

8. 野生いのししの陽性確認を踏まえた農場侵入リスクの認識について

ワクチン接種推奨地域は、野生いのししの豚熱感染状況等を考慮し、飼養豚への感染リスクが高い地域を設定している。発生農場の疫学調査では、農場の数キロ圏内で陽性いのししが確認されているものの、農場主が直接いのししを視認していない・近傍で陽性いのししが確認されていないことから農場側の防疫意識が必ずしも十分ではない事例が確認された。

飼養豚での発生においては、陽性いのししのものではなく野生動物等を介してウイルスが侵入した可能性が指摘されていることから、接種推奨地域においては陽性いのしし発見地点の遠近にかかわらず、周辺環境中に存在するウイルスの侵入リスクが高いことを認識し、衛生管理区域・各豚舎における衛生管理を徹底することが重要である。

(以上)